

	鳥取県公報	令和 7 年 9 月 12 日（金） 第 9 7 2 4 号													
		毎週火・金曜日発行													
<table><tr><th colspan="2">目 次</th></tr><tr><td rowspan="5">◇ 告 示</td><td>軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（544）（税務課）・・・・・・・・ 2</td></tr><tr><td>物品売払代金の収納事務の委託（545）（文化政策課）・・・・・・・・ 2</td></tr><tr><td>指定居宅サービス事業者の廃止（546）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 2</td></tr><tr><td>指定介護予防サービス事業者の廃止（547）（〃）・・・・・・・・ 2</td></tr><tr><td>採石法による採取計画の認可の公表（548）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 3</td></tr><tr><td rowspan="4">◇ 公 告</td><td>自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・ 3</td></tr><tr><td>森林法による開発行為の許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 4</td></tr><tr><td>猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4</td></tr><tr><td>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・ 5</td></tr></table>			目 次		◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（544）（税務課）・・・・・・・・ 2	物品売払代金の収納事務の委託（545）（文化政策課）・・・・・・・・ 2	指定居宅サービス事業者の廃止（546）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 2	指定介護予防サービス事業者の廃止（547）（〃）・・・・・・・・ 2	採石法による採取計画の認可の公表（548）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 3	◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・ 3	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 4	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・ 5
目 次															
◇ 告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（544）（税務課）・・・・・・・・ 2														
	物品売払代金の収納事務の委託（545）（文化政策課）・・・・・・・・ 2														
	指定居宅サービス事業者の廃止（546）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 2														
	指定介護予防サービス事業者の廃止（547）（〃）・・・・・・・・ 2														
	採石法による採取計画の認可の公表（548）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 3														
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・ 3														
	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 4														
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4														
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・ 5														

告 示

鳥取県告示第544号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

令和7年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社あさひ産業 代表取締役 富谷 陽一	倉吉市広栄町924-3	令和7年8月31日

鳥取県告示第545号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第69回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
アクティオ株式会社	東京都目黒区東山 一丁目5-4KD X中目黒ビル6階	令和7年8月25日	令和7年8月26日	令和7年9月13日 から同月21日まで

鳥取県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社日新石油	ゆたかケア にっしん	米子市旗ヶ崎七丁目 12-12	令和7年8月7日	令和7年8月31 日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

鳥取県告示第547号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社日新石油	ゆたかケア にっしん	米子市旗ヶ崎七丁目 12-12	令和7年8月7日	令和7年8月31 日	介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉

用具販売

鳥取県告示第548号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月12日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡

香 緒 利

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	島根県仁多郡 奥出雲町横田 1536	日野郡日野町 高尾字シャジ キ302-1外33 筆（200,361平方メートル）	結晶片岩（1,713,989立方メートル）	令和7年8月27日から令和12年8月26日まで	令和7年8月27日

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和7年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 募集期間
令和7年9月8日（月）から同年11月28日（金）まで
- 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 試験期日及び試験場
 - 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和7年12月7日（日）から同月9日（火）までの任意の1日
 - 口述試験及び身体検査
令和7年12月14日（日）
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 問合せ先
 - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-47-3250)

米子地域事務所 (0859-33-2440)

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月12日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡

香 緒 利

開発者の 氏名又は 名称及び 代表者の 氏名	開発者の 住所 又は主 たる事 務所の 所在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為の 目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社 ケイナン 代表取締役 山根 弘	島根県 仁多郡 奥出雲 町横田 1536	日野郡日 野町高尾 字シャジ キ302-1 外19筆	岩石の採取 並びに木材 団地及び地 域防災施設 用地の造成	20.0361ヘ クタール	18.3234ヘ クタール	14.4661ヘ クタール	令和7年8 月27日から 令和12年8 月26日まで	令和7年 8月27日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年9月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和7年10月 16日午後1時 30分から午後 4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するこ

と。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年9月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年10月12日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和7年10月12日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和7年10月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和7年10月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年10月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和7年10月14日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年10月21日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年10月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和7年10月28日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人
------------------------------	---------------------------	---	---	----

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛翔する標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。